教育委員会資料
令和７年３月26日
済美教育センター

特別支援教育教科用図書の採択事務について

１　法令根拠（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条）

義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の８月31日までに行わなければならない。

２　特別支援教育教科用図書の採択事務

・高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、（中略）、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第１項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。（学校教育法附則第９条）

杉並区教育委員会

③報告　７月下旬

特別支援教育教科書調査委員会

６月～７月

区立特別支援学校及び特別支援学級設置校からの調査報告に基づき、教科用図書を調査・研究し、教育委員会に報告する。

【組織】区立特別支援学校並びに特別支援学級設置校の校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭の中から教育委員会が任命する。

①依頼　６月中旬

②調査報告　７月中旬

区立特別支援学校・特別支援学級設置校

６月～７月

調査委員会の依頼により、採択の対象となる教科用図書について調査・研究を行い、その結果を調査委員会に報告する。

【組織】区立特別支援学校並びに特別支援学級設置校の校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭

令和7年度 特別支援教育教科書採択事務スケジュール

		調査委員会等	学　校
5月	上旬	委員長説明日程調整 （所長、係長、済美養護学校校長） 委員案作成 （特別支援教育課指導主事相談）	
	中旬		
	下旬	委員長説明	
6月	上旬		
	中旬		都調査研究資料提供（予定）
	下旬	**（　　）日　第1回調査委員会** ・任命状の交付 ・教科書調査の進め方について **（　　）日　学校への調査依頼**	学校調査期間
7月	上旬		
	中旬	学校からの調査報告を受ける	10日　調査委員会に報告書提出
	下旬	**（　　）日　第2回調査委員会** ・学校調査報告書の内容確認 ・教育委員会報告書作成 **＜23日(水)＞　教育委員に調査結果報告**	
8月	上旬		
	中旬	**【想定】8／6(水)採択**	
	下旬	**31日　採択期限**	

候補日　7/14～16
※第１回委員会で日程調整
※14：30～　１時間半程度